佐野市地域包括支援センター運営業務委託プロポーザル実施要領

1　業務の概要

（1）　業 務 名　佐野市地域包括支援センター運営業務委託

（2）　業務目的　介護保険法（平成９年法律第１２３号）第１１５条の４５第１項第２号及び第２項第１号から第６号（第４号を除く）に規定する包括的支援事業などの業務履行

（3）　業務内容　別紙「佐野市地域包括支援センター運営業務委託仕様書」（以下、「仕様書」という。）を参照のこと

（4）　履行期間　令和９年４月１日から令和１２年３月３１日まで

2　提案限度額等

（1）募集圏域及び提案限度額

本業務の募集圏域及び提案限度額は、以下のとおりとする。また、事業への応募にあたっては複数圏域への応募も可能とする。

募　集　圏　域	設置数	提案限度額
佐野、犬伏	1	182,412,000 円
植野、界、吾妻	1	141,588,000 円
堀米、旗川、赤見	1	141,560,000 円
田沼、田沼南部、栃本、田沼北部、戸奈良、三好、野上、新合、飛駒	1	115,078,000 円
葛生、常盤、氷室	1	104,544,000 円

※担当圏域については、介護保険事業計画に基づく。

ただし、各年度にかかる提案限度額は、次のとおりとする。

募集する担当圏域	提案限度額（千円）			
	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	期間合計
①佐野、犬伏	58,144	60,697	63,571	182,412
②植野、界、吾妻	46,396	47,537	47,655	141,588
③堀米、旗川、赤見	46,250	47,120	48,190	141,560
④田沼、田沼南部、栃本、田沼北部、戸奈良、三好、野上、新合、飛駒	37,914	38,388	38,776	115,078
⑤葛生、常盤、氷室	32,795	34,946	36,803	104,544

（2）最低制限価格　無

3　公募型プロポーザル方式により契約候補者を特定する理由

本業務は、高齢者が抱える様々な生活課題を解決し、地域での生活が継続できるように支援を行うことであり、そのためには、地域の社会資源や地域の状況を把握し、個々の高齢者の状況に応じ、様々なサービスを結びつけ、問題解決に当たることが要求される。

業務の実施に当たり、質の高い運営を実現するため、価格による競争ではなく、事業に対する理解度や運営力、リスク対策等、事業者の持つノウハウを最大限活用していく必要があることから、プロポーザル方式により契約候補者を特定するものである。

4　提案参加資格

包括的支援事業を適切、公平、中立かつ効率的に実施できる法人であって、老人介護支援センター（在宅介護支援センター）の設置者、医療法人、社会福祉法人、NPO 法人、その他市長が適当と認める法人で、次の条件を満たすものとする。

（1）応募する圏域内に地域包括支援センターを設置できること。

（2）介護保険法（平成９年法律第 123 号）法第 115 条の 22 第 2 項の規定に該当しないものであること。

（3）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないものであること。

（4）佐野市競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

（5）本市の市税の未納がないこと。

（6）応募法人の役員等は、佐野市暴力団排除条例（平成 23 年佐野市条例第 16 号）第 2 条第 4 項に規定する暴力団員でないこと。

（7）会社更生法（平成１４年法律第１５４号）の規定により更生手続き開始の申し立てがなされていないこと、または民事再生法（平成１１年法律第２２５号）の規定により再生手続開始の申立てがなされていないこと。ただし、会社更生法の規定による更生計画または民事再生法の規定による再生計画について､裁判所の認可決定を受けた者を除く。

5　選定スケジュール

実施内容	実施時期（令和８年度）
実施手続き開始の公告、証明書の交付（ホームページ)	令和８年１０月　５日（月）
参加表明書の提出期限	令和８年１０月２６日（月）
提案資格確認結果及び提案書の提出要請の通知（予定)	令和８年１１月　２日（月）
質問受付締切	令和８年１１月　６日（金）
質問回答	令和８年１１月１１日（水）
提案書の提出期限	令和８年１２月　７日（月）
プレゼンテーション及び質疑応答（予定）	令和８年１２月中下旬
地域包括支援センター運営協議会	令和９年　１月上旬
特定・非特定通知書の通知	令和９年　１月下旬
委託契約事務	令和９年　１月下旬～２月初旬

事業者開設準備期間（地域包括支援センター設置の届出・指定介護予防支援事業所の申請手続き含む）	令和９年　２月初旬～３月中旬
事業開始	令和９年４月１日

６　参加表明書の作成様式、記載上の留意事項及び問合せ先

（１）　参加表明書の作成様式

①　参加表明書（様式１）

②　参加資格要件確認表（様式２）

③　提案企業概要調書（様式３）

（２）　記載上の留意事項

各様式に記載している事項に注意し、必要に応じ指示する資料を添付すること

（３）　問合せ先（担当課）

〒327-8501　栃木県佐野市高砂町１番地

佐野市健康医療部いきいき高齢課地域支援事業係

TEL　0283-20-3021（直通）

FAX　0283-21-3254

e-mail：chiiki@city.sano.lg.jp

※参加表明に関する質問については、電子メールによるものとする。

７　参加表明書の提出期限及び提出方法

（１）　提出期限　令和８年１０月２６日（月）午後５時１５分まで（必着）

（２）　提出場所　６（３）に同じ

（３）　提出方法　持参または郵送とする。郵送で提出する場合は、「書留」、「簡易書留」、「配達記録」のいずれかの方法によるものとし、メール便は不可とする。持参による場合は、休日を除く、午前８時３０分から午後５時１５分までに提出すること。

（４）　提出部数　参加表明書等の提出部数は、正１部、副７部とする。

８　提案書提出者の選定及び非選定に関する事項

参加表明書の添付書類により、本プロポーザルの提案資格を満たすものであるかを確認し、その結果を次のとおり通知する。

（１）　確認を行った結果、提案書の提出者として認められた者に対しては、提案書の提出に選定された旨とプロポーザル参加要請を書面により通知する。

（２）　提案書の提出者として選定されなかった者に対しては、選定されなかった旨を書面により通知する。

（３）　上記（２）の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して７日（休日を含まない。）以内に、書面により、非選定理由について説明を求めることができる。なお、説明請求の受付場所及び受付時間は以下のとおり。

①　受付場所　６（３）に同じ。

②　受付時間　午前８時３０分から午後５時１５分まで（休日を除く）

（４） 上記の回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して１０日（休日を含まない。）以内に書面により行う。

（５） 参加表明書提出後、参加を辞退するときは、辞退届を提出すること。提出期限までに提案書の提出がない場合については、参加を辞退したものとみなす。

９ 提案書の作成様式、記載上の留意事項及びその問合せ先

（１） 提出書類一式

① 提案書（様式４）
② 公募申込書（様式５）
③ 誓約書（様式６）
④ 事業経歴・実績（様式７）
⑤ 役員名簿（様式８）
⑥ 管理者経歴書（様式９）
⑦ 開設提案書（様式１０） 土地・建物に関する権利関係概要を記載すること。
⑧ 理念（様式１１） 地域包括支援センターを運営するにあたっての理念を記載すること。
⑨ 事業スケジュール（様式１２） 開設までの日程を記載すること。
⑩ 事業所予定地（様式１３） 事業所の予定地の付近見取図を記載すること。
⑪ 平面図（様式１４） 各室の用途及び面積を記載すること。当該事業の専門部分と他との共用部分を色分けする等、使用関係を分かりやすく表示すること。
⑫ 決算書等（任意様式）
・直近２年間の決算書類（令和６・７年度）を提出すること。
・公的機関から補助金、融資、寄付等がある場合は過去２年間の内容と実績を記載すること。
⑬ 見積書（任意様式） 本業務に係る業務委託年度毎の見積書（内訳含む）を作成すること。ただし、提案限度額を超えることはできない。
⑭ 従事職員関係（様式１５） 次の３点を記載すること。
ア資格・経験（採用人数・資格、実務経験について）
イ雇用形態（常勤職員とその他の職員）
ウ研修体制（採用時、従事後）
⑮ 基本方針（様式１６） 本業務に係る基本方針について記載すること。
⑯ 苦情処理（様式１７） 苦情対応への方針・処理体制を記載すること。
⑰ 個人情報保護（様式１８） 個人情報の管理方針と方法について記載すること。
⑱ 管理運営体制（様式１９） 法人における包括支援センターの管理運営体制を記載すること。
⑲ 業務時間外の緊急連絡体制（様式２０） 業務時間外の緊急連絡体制について記載すること。

（２）　記載上の留意事項

① 各様式に記載している事項に注意し、必要に応じ指示する資料を添付すること。

② 当該業務の評価項目に照らし、提案書は可能な限り簡素でわかりやすいものとすること。

（３）　問合せ先　６（３）に同じ

10　提案書の提出期限及び提出方法

（１）　提出期限　令和８年１２月７日（月）午後５時１５分まで（必着）

（２）　提出場所　６（３）に同じ

（３）　提出方法　持参とし、その他の方法による提出は一切認めない。なお、申請に際しては書類の確認を行うため、事前に電話にて予約の上、持参するものとする。

（４）　提出部数　提案書等の提出部数は、９（１）②から⑲までを正１部、副７部とする。なお、①提案書（様式４）は正に１部添付すること。

また、提出書類はＡ４縦型リングファイルまたはフラットファイル（２穴）に左綴じとする。ファイルの表紙及び背表紙に「佐野市地域包括支援センター公募申込書」「法人名」「正本または副本（表紙のみ）」を記載し、各種書類の間には書類の名称を記載した仕切り紙を挟み、仕切り紙には提出書類に対応する番号を記したインデックスを付けること。

（５）　提出書等の作成及び提出上の留意事項

① 提出された提案書等は、提案者に無断で使用しない。ただし、候補者の選定を行う作業に必要な範囲においては複製する。

② 提出された提案書等は、提出後において内容の変更は認めない。

11　要領及び仕様書等に対する質問の受付期間、提出方法、提出場所及びその回答方法

（１）　質問の内容

質問の内容は、本要領及び仕様書の内容及び提案書の作成に係るもの等とし、評価及び審査に係る質問は一切受け付けない。

（２）　受付期間

公告の日から令和８年１１月６日（金）午後５時１５分まで（必着）

（３）　提出方法

① 質問・質問回答書（様式２１）を用いること。

② 持参又は郵送、ＦＡＸもしくは電子メールにより提出するものとし、電子メール以外の方法で提出した場合は、同内容を電子メールに添付して送付すること。

③ 持参による場合は、休日を除く午前８時３０分から午後５時１５分までに提出すること。

④ 電話による問合せは受け付けない。

（４）　受付場所　６（３）に同じ

（５）　回答方法

回答は、令和８年１１月１１日（水）（予定）までに、市ホームページに掲載する。

12　プレゼンテーション及び質疑応答

（1）　日時　令和８年１２月中下旬（予定）

（2）　場所　佐野市役所内会議室（予定）

※詳細な日時等については､｢提案書の提出者の選定等通知｣により連絡することとする。

（3）　実施方法

①　プレゼンテーションは１０分、質疑応答は５分、合計１５分を目安とする。

②　プレゼンテーションは非公開とする。

③　プレゼンテーションの実施方法は自由形式とし、電子機器の利用を可とする。(必要機材のうち、スクリーン、プロジェクター及びパソコンは本市が用意する。

④　プレゼンテーションの発表の際に使用する資料について、プレゼンテーションを行う日の３営業日前までに、指定された送付先へ電子データで送付すること。

⑤　プレゼンテーション実施の際に、提案書提出時に提出していない新たな資料を提出することはできないものとする。

⑥　プレゼンテーション当日に、指定された場所、時刻に来ない場合は、辞退したものとみなす。

13　提案書を特定するための基準

（1）評価基準

提案書を特定するための評価基準は次のとおりである。

評価項目	評価の視点	配点
1　法人の概要（１０点）	安定的、継続的に法人運営が可能な財産基盤があるか。	5
	法人理念、運営方針、構成等から委託に適した法人であるか。	5
2　法人の実績（１０点）	地域包括支援センターに活かせるための事業実績があるか。実績がない場合でも、業務遂行に必要な体制整備が具体的に計画され、提案書に示されているか。	5
	指定介護予防支援事業所業務を実施するための高齢者福祉及び介護予防サービス等、関連する事業実績があるか	5
3　人材の確保（１０点）	本業務を行うにあたり、圏域毎に示される配置数の専門職の確保が可能か。	5
	法人として職員の専門知識、技術向上に向けた研修体制が整えてあるか。	5
4　運営の基本理念（１０点）	地域支援事業実施要綱（令和８年８月 20 日（老発 0820 第１号)）に示された地域包括支援センターの業務内容を理解し、「地域ケア」の中核機関として機能を果たせるか。	5
	地域包括支援センターの中立性・公正性確保が図られるか。	5

５　開設設計・準備（１０点）	地域包括支援センター運営に係る収支予算は適切なものか。	5
	センターの設置場所（分かりやすく、来所しやすいか）及び設備等の準備について、無理のない計画が立てられているか。	5
６　地域包括支援センターの基本方針（３０点）	介護予防の意義、介護予防ケアマネジメントを正しく理解し、ケアマネジメントを行うことができるか。	5
	総合相談支援事業について、総合的な相談支援、困難事例への対応、実態把握について、具体的な取り組みを考え、実行可能な体制が整えられているか。	5
	権利擁護事業について、虐待対応、成年後見制度についてセンターの役割を正しく理解し、実行可能な体制が整えられているか。	5
	ケアマネジャー支援、地域ネットワークづくり（地域及び関係機関との連携）について実行可能な体制が整えられているか。	5
	佐野市高齢者保健福祉計画・第９期介護保険事業計画（令和６年３月）に示された各圏域ごとの地域課題を把握し、的確に分析しているか。課題に見合った解決策を導き出せているか	5
	指定介護予防支援事業所としての方針・具体策はあるか。適正な人員配置は可能か。	5
７　実施体制（２０点）	苦情処理に対する対応と業務への反映について、体制が整っているか。	5
	個人情報の取り扱いに関し、適切かつ安全に管理できる体制か。	5
	地域包括支援センターに関する管理運営体制が確立されており、受託法人としての管理者・責任者が明確に定められているか。	5
	業務時間外（夜間・休日）等の緊急連絡体制が整えられているか	5
合計		１００

（２）順位の確定方法

提案書の特定は、評価項目による評価の結果、評価点数の高いものを最優秀者とする。ただし、最上位の点数の者が複数ある場合には、（１）評価基準の「６ 地域包括支援センターの基本方針」の項目における点数が最上位の者を選定する。なお、提案者が１者のみの場合については、基準点を満たした場合に最優秀者とする。

（３）基準点

配点合計の６０%以上の得点である６０点以上とする。

14　提案書の特定及び非特定に関する事項

提案書､プレゼンテーション等により提案内容を評価し､その結果を次のとおり通知する。

（１）提出された提案書が最優秀となった者に対し、提案書が特定された旨を書面により通知する。

（２）提出された提案書が特定されなかった者に対しては、特定されなかった旨を書面により通知する。

（３）上記（２）の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して７日（休日を含まない。）以内に、書面により、非特定理由について説明を求めることができる。なお、説明請求の受付場所及び受付時間は以下のとおり。

①受付場所　６（３）と同じ。

②受付時間　午前８時３０分から午後５時１５分まで（休日を除く）

（４）上記（２）の回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して１０日（休日を含まない。）以内に書面により行うこととする。

15　契約等に関する事項

（１）契約候補者の特定

本プロポーザルにおいて特定した最優秀者を、本業務委託契約に係る随意契約の相手方として特定するとともに、業務の仕様内容を協議し、業務の発注が整った段階で、本市財務規則に定める手続きにより契約を締結する。

ただし、次のいずれかに該当し、最優秀者から見積書の受領及び業務委託契約が締結できない場合には、次点者を契約の相手方として再特定するものとする。

①最優秀者が、地方自治法施行令第１６７条の４に該当することとなったとき。

②最優秀者が、佐野市から業務委託に係る指名停止を受けることとなったとき。

③最優秀者が、特定後に本説明書に掲げる失格事項に該当して失格となったとき。

④最優秀者との協議の結果、契約締結ができなかったとき。

⑤その他の理由により最優秀者と業務委託契約の締結が不可能となったとき。

（２）委託契約金額

委託契約金額は、特定された提案内容・見積額を基に細部について、市と打合せを行い、受注業務内容及び契約金額を決定する。ただし、本実施要領において示した提案限度額を超えない金額とする。また、支払いは四半期ごととする。

16　参加者の失格

参加者が次のいずれかに該当した場合には、その者の提出した参加表明書及び提案書等を無効とし、本プロポーザルへの参加資格を失うこととする。

（１）提案書等が提出期限までに提出されない場合

（２）提出書類に虚偽の記載があった場合

（3）本説明書に定める資格要件を満たしていない、もしくは満たすことができなくなった場合
（4）その他本説明書の定めに反した場合
（5）本件に関して不正あるいは公平さを欠く行為があった場合

17　その他の留意事項
（1）提出期限までに参加表明書を提出しない者及び提案書の提出者に選定された旨の通知を受けなかった者は、提案書を提出することができないものとする。
（2）参加表明書及び提案書の作成及び提出等に関する費用は、提出者の負担とする。
（3）受託予定法人は、令和９年４月１日から円滑に業務が開始できるよう、当該圏域の現運営法人と、令和８年度中に必要書類の作成、業務の引継ぎや研修への参加など必要な準備を行うこと。なお、令和９年３月 31 日以前に準備等に要した費用は、受託予定法人の負担とし市は負担しない(業務の引継ぎ結果については、文書に残すものとする。)。
（4）運営業務委託開始時点において、佐野市地域包括支援センター運営業務委託仕様書に記載されている人員配置基準を満たすこととし、委託期間中においてもこれを遵守する。
（5）参加表明書及び提案書に虚偽の記載をした場合は、参加表明書及び提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止措置を行うことがある。
（6）提出された提案書等は返却しない。
（7）本プロポーザルにおける評価結果は公表するものとする。公表する内容は、プロポーザル参加者名、特定された者の名称及び住所、総合評価点とする。
（8）本要領に定めのない事項に疑義が生じた場合は、協議により定める。